昭和四十年度	六・五九八
昭和四十一年度	六・二〇二
昭和四十二年度	五・八二七
昭和四十三年度	五・四七一
昭和四十四年度	五・一三四
昭和四十五年度	四・八一四
昭和四十六年度	四・五一一
昭和四十七年度	四・二二三
昭和四十八年度	三・九五一
昭和四十九年度	三・六九三
昭和五十年度	三・四四八
昭和五十一年度	三・二一六
昭和五十二年度	二・九九七
昭和五十三年度	二・七八八
昭和五十四年度	二・五九一
昭和五十五年度	二・四〇四
昭和五十六年度	二・二二六
昭和五十七年度	二・〇五八
昭和五十八年度	一・八九九
昭和五十九年度	一・七四七
昭和六十年度	一・六〇四
昭和六十一年度	一・四六八
昭和六十二年度	一・三四〇
昭和六十三年度	一・二一八
平成元年度	一・一〇二
平成二年度	〇・九九三
平成三年度	〇・八八九
平成四年度	〇・七九〇
平成五年度	〇・六九七
平成六年度	〇・六〇八
平成七年度	〇・五二五
平成八年度	〇・四四五
平成九年度	〇・三七〇
平成十年度	〇・二九八
平成十一年度	〇・二四八
平成十二年度	〇・二〇〇
平成十三年度	〇・一五四
平成十四年度	〇・一一〇
平成十五年度	〇・〇九三
平成十六年度	〇・〇七八
平成十七年度	〇・〇五九
平成十八年度	〇・〇四二
平成十九年度	〇・〇二六
平成二十年度	〇・〇一二

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。附則第三条において「平成十六年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に、「〇・九八五」を「〇・九八一」に改める。

第一条の二第一項中「以降」を「から平成二十三年三月まで」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「以降」を「から平成二十三年三月まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　平成二十三年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付について平成十六年改正法附則第七条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十七条第一項第一号中「附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額（同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「四十万四千二百円」と、同項第二号中「額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「額」と読み替えるものとし、平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する改正後の国民年金法等の規定には、平成十六年改正法附則第十条第一項の規定を含むものとし、平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条各号の規定は、平成十六年改正法附則第十条第一項各号の規定に読み替えるものとする。

第二条中「平成十八年四月」を「平成二十三年四月」に改める。